

令和 8 年 8 月

学童保育所指定管理者の申請に係る補足資料

令和 9 年度から令和 13 年度の収支予算は、次に掲げる条件を参考に積算してください。

○定員について

定員は以下のとおりです。単位数については 1 施設 1 単位です。

(単位：人)

施設	北部 第一	北部 第二	北部 第三	南部 第一	南部 第二	南部 第三	南部 第四	合計
定員	40	40	40	40	40	40	40	280

○児童数について

上記の定員の数値とします。事業計画書及び収支予算書の作成に用いてください。

(単位：人)

施設	北部 第一	北部 第二	北部 第三	南部 第一	南部 第二	南部 第三	南部 第四	合計
月間平均	40	40	40	40	40	40	40	280
年間合計	480	480	480	480	480	480	480	3,360

○職員配置について

職員配置の最低基準は、児童 40 人に対して 2 名以上とします。

○職員の賃金について

現行の群馬県最低賃金を最低基準とします。

○開所日数及び開所時間について

年間の開所日数及び開所時間については以下の数値を用いてください。

項目	平日 (13 時～19 時)	休日 (8 時～19 時)	合計
開所日数	199 日	81 日	280 日
開所時間	1,194 時間	891 時間	2,085 時間

○収入について

- ・指定管理料

現行の子ども・子育て支援交付金要綱で定める放課後健全育成事業における交付額をもとに積算してください。

(参考)

令和8年度までの村の支出対象は、特定分では基本額、開所日数加算、長時間開所加算の長期休暇分です。長時間開所加算における8時間を超えた時間は、11時間－8時間＝3時間としています。

他に実施された場合、一般分として放課後児童支援員等処遇改善等事業、障害児受入推進事業、その他分として放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を支出対象としています（同交付要綱の基本額が上限）。

- ・保育料

児童1人当たりの保育料は、以下のとおりです。

1月～7月、9月～12月…月額7,000円

8月…月額10,000円

- ・おやつ教材費

おやつ教材費については以下のとおりです。

月額3,000円

○支出について

- ・人件費に計上する主な経費

給与、賞与、社会保険料、労働保険料、健康診断料、福利厚生費等

- ・事務費に計上する主な経費

事務用消耗品費、コピー代、その他事業費に含まない費用

- ・事業費に計上する主な経費

事業に必要な教材費、医薬品費、研修・会議費、イベント保険料等

- ・管理費に計上する主な経費

通信料、水道光熱費、修繕費、警備会社委託料等

○指定管理者の選定について

指定管理者の選定にあたっては、指定管理申請者からヒアリングを行う予定です。